# マンション管理状況届出制度の見直しの方策(案)

### <目次>

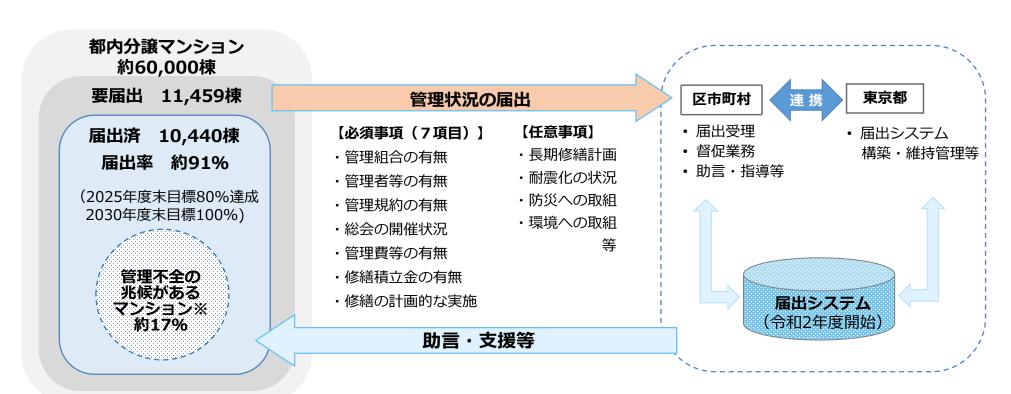
- 1 はじめに
- 2 マンション管理状況届出制度の概要と運用状況
- 3 マンションを取り巻く社会経済状況の変化
- 4 マンション管理状況届出制度の見直しの方向性

## 1 はじめに

- 〇都は、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、個々のマンションの管理 状況を把握し、適正な管理を推進していくため、令和2年4月から管理状況届出制度を開始した。
- 〇令和5年3月末現在で対象マンションの9割を超える10,440棟の届出があり、このうち約17%で計画的な修繕が行われていないなど、いわゆる管理不全の兆候が見られる結果となっている。
- 〇建築後40年以上が経過する高経年マンションは今後急増する見込みであり、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行するため、適正な管理が行われるよう注意する必要がある。また、躯体の適切な維持に必要な修繕工事に要する費用は近年上昇傾向にあり、工事費の確保にも注意が必要である。
- ○国では、マンションにおける「二つの老い」 に伴う様々な問題に対応するため、令和5年8月に「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」において今後のマンション政策の方向性がとりまとめられた。 都においては、首都直下地震等の発生の切迫性を背景にマンション防災の重要性が高まっていることや、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、既存マンションストックでも環境性能の向上が求められている。
- 〇令和7年度には本制度の開始後、初めて届出の更新を迎えるため、届出制度の運用状況や社会経済状況の変化を踏まえ、管理不全の予防や適正管理の在り方について、令和5年10月から「令和5年度マンションの適正管理促進に関する検討会」を開催し様々な視点から検討を行ってきた。
- 〇このたび、検討会における意見を踏まえ、マンションの管理状況をより的確に把握することができるよう、 「マンション管理状況届出制度の見直しの方策(案)」を取りまとめた。

### (1) 管理状況届出制度の概要

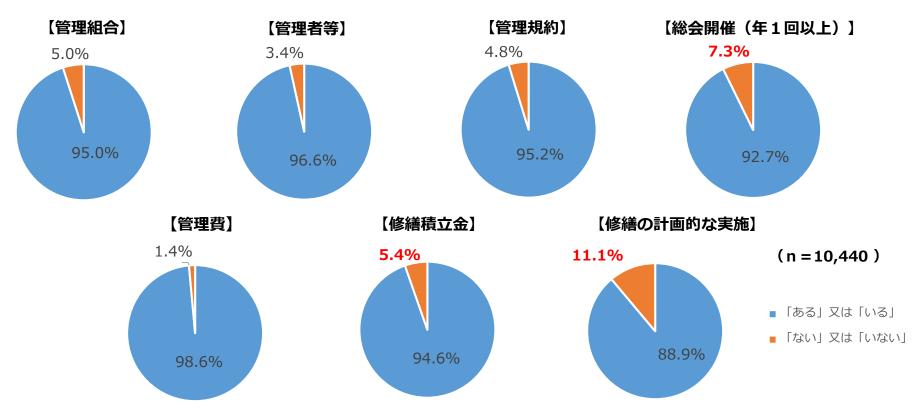
- ✓昭和58年以前に建築されたマンションのうち、戸数が6戸以上のものを対象
- ✓令和2年4月から、管理不全の兆候を把握するため、管理組合等から管理状況等について届出を義務化 (5年ごとに更新)
- ✓届出のないマンションや届出を行ったマンションに対し、適切な維持保全及び適正な管理の推進のために必要な助言・支援等を実施



※「管理不全を予防するための必須事項(7項目)」 のいずれかが「ない」又は「いない」のマンション

### (2) 管理状況届出制度の運用状況

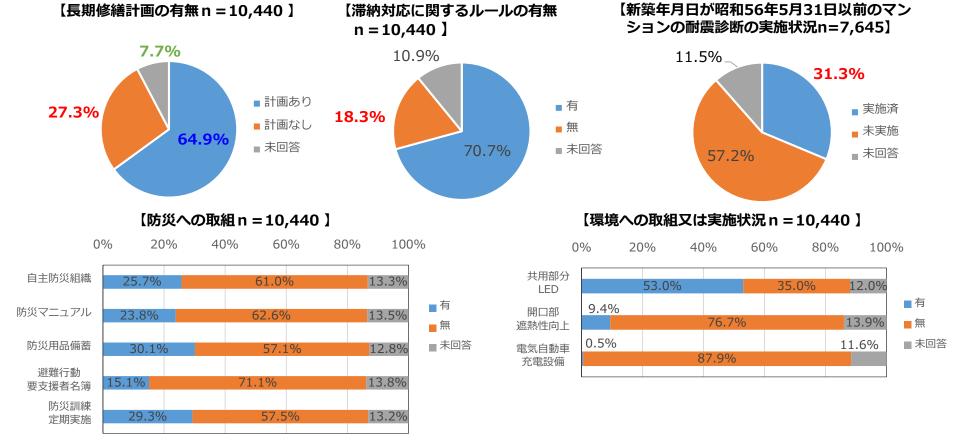
- ①管理不全を予防するための必須事項(7項目)
  - ✓下記の7項目のうち、いずれかが「ない」又は「いない」となっている状況を管理不全の兆候ありと定義
  - ✓管理不全の兆候のあるマンションは1,811棟あり、届出済マンション10,440棟の約17%
  - ✓管理不全の兆候として最も多い事項は「『修繕の計画的な実施』がない」11.1 %、次に多い事項は「『総会の開催(年1回以上)』がない」で7.3%、3番目は「『修繕積立金』がない」で5.4%となっており、修繕工事に係る事項で管理不全の兆候が顕著



### (2) 管理状況届出制度の運用状況

#### ②任意事項

- ✓届出事項には「管理不全を予防するための必須事項(7項目)」のほか、「適正な維持管理に関する事項(8項目)」、「マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項(3項目)」があり、例として5つの事項の届出状況を以下に示す。
- ✓「長期修繕計画の有無」に着目すると、届出済みマンションの約27%が計画を作成していない。 また、任意事項に位置付けられていることから、未回答が約8%ある。



#### (2) 管理状況届出制度の運用状況

- ③管理不全の兆候が顕著な修繕工事に係る届出情報の分析
  - ✓本制度の届出情報で、管理不全の兆候として最多の「修繕工事の計画的な実施」については、 前ページの「長期修繕計画」がない場合は30%超でなしとなっている(図1)。 また、「修繕積立金」については、計画がない場合、約16%でなしとなっている(図2)。
  - ✓いずれの事項も長期修繕計画がある場合と比べ、計画がない場合の方が「なし」の割合が高い。

図1【修繕工事の計画的な実施の有無の割合 (長期修繕計画の有無別) n = 10,440 】

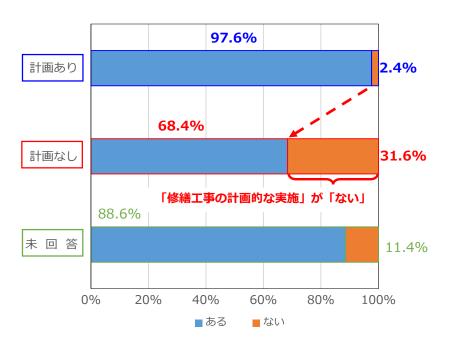
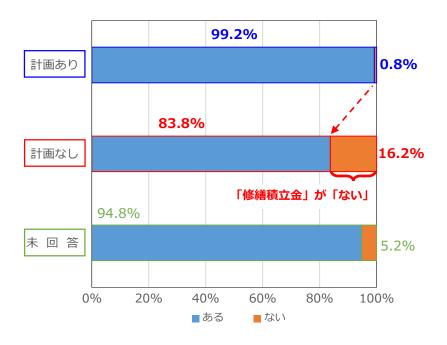
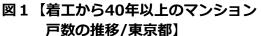


図2【修繕積立金の有無の割合(長期修繕計画の 有無別) n = 10,440 】



### (1) 「二つの老い」の一層の進行

- ✓着工から40年以上経過したマンションの戸数は、平成30年時点で約24.6万戸であるが、建替えが進まなければ、令和20年には約3.5倍の約86.9万戸にまで急増する見込みである(図1)。
- ✓築年数の古いマンションほど居住者の高齢化が進んでおり、平成2年以前に建築されたマンションでは世帯主が65歳以上の世帯の割合が、平成30年時点で5割を超えている(図2)。
- ✓築40年以上の高経年マンションでは、外壁等の剥落、漏水や雨漏り並びに給排水管の老朽化による漏水といった生命・身体・財産に影響する問題を抱えるものが多い(図3)。



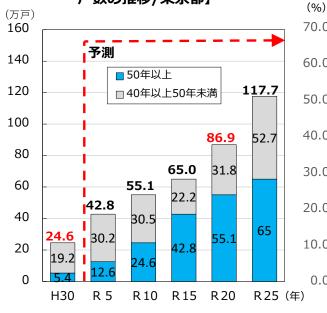


図 2 【世帯主の年齢が65歳以上の世帯の割合 (建築年代別)/東京都】

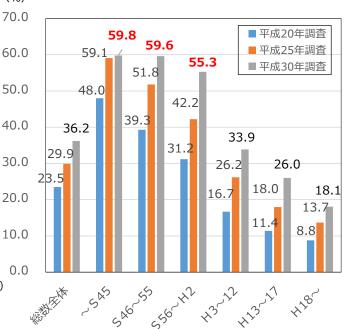
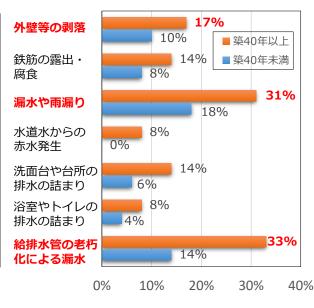


図3【高経年マンションにおける修繕不足/東京都】



(資料) 住宅・土地統計調査/総務省、 住宅着工統計/東京都を基に作成

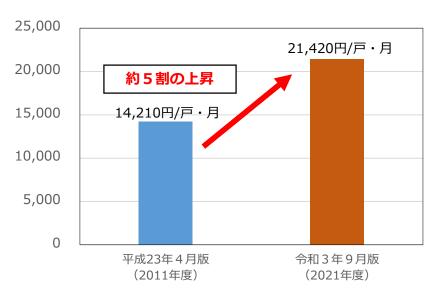
(資料) 住宅・土地統計調査/総務省を基に作成 (備考) 持家、共同住宅及び非木造の住宅数を集計

(資料) 平成30年度マンション総合調査を基に作成

#### (2) 工事費用の上昇に伴う修繕積立金の不足の懸念

- ✓修繕工事の原資となる修繕積立金を確保することは重要であるが、必要な工事費用は近年上昇傾向にあり、 また、今後マンションの区分所有者の高齢化が進んでいくことから、必要な積立額の確保が困難となる おそれがある(図1)。
- ✓マンションの長寿命化を図るためには、適切な長期修繕計画の作成や計画的な修繕費の積立てが必要となるが、修繕積立金の残高が、長期修繕計画の予定積立残高に対して不足していると回答したマンションの割合は約25%、不明は30%超となっている(図2)。

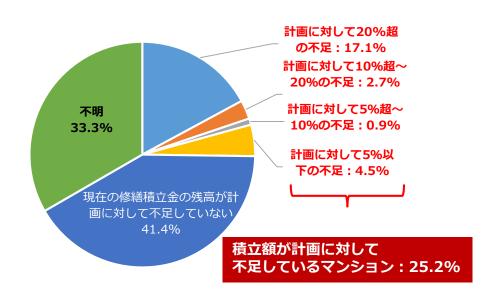
#### 図1【必要な修繕積立金の上昇(平均値)】



「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」に示している 修繕積立金額(階数・建築延床面積)に対して全体の平均額を算出の 上、専有面積70㎡を乗じたもの

(資料) 「マンション修繕積立金ガイドライン(策定平成23年4月、 改訂令和3年9月)|より国土交通省が作成

#### 図2【修繕積立金の積立状況/東京都】



(資料) 平成30年度マンション総合調査を基に作成

### (3)国の動向

国では、マンションの「二つの老い」に伴う様々な問題に対応するため、令和5年8月に「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」において今後のマンション施策の方向性が取りまとめられた。以下のように、マンションの長寿命化や、適切な修繕工事などが論点として取り上げられている。

#### 管理・修繕に関する主な施策の方向性※

#### ●マンションの長寿命化の推進

建替えの困難性を踏まえ、マンションの寿命を意識した上で、長寿命化を進める観点から「マンション長寿命化促進税制」の周知を通じ、意識啓発を図る。等

#### ●適切な修繕工事等の実施

「段階増額積立方式」で大幅な積立金の引上げが必要な場合、予定通り引上げできないおそれがある ことから、修繕積立金の引上げ幅等について検討を行う。等

#### ●管理不全マンションへの対応

区分所有者等の所在が十分に把握できず、総会開催や管理費等の徴収に支障が発生しており、区分所 有者名簿等の更新の仕組みについて検討を行う。等

#### ●マンションにおける防災、地域との関わり

管理計画認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について、情報共有をするとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準のあり方を検討する。等

※国土交通省「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」の資料を一部抜粋

#### (4)都のマンションに係る防災・環境の取組

都においては、2050年までに「ゼロエミッション東京」の実現を目標として掲げており、令和4年9月には「東京都環境基本計画」を改定し、家庭部門での省工ネ改修や再生可能エネルギーの導入の強化を図ることとしたほか、令和5年5月には「東京都地域防災計画(震災編)」を修正し、マンション防災を強化することとした。

#### 「東京都環境基本計画」の主な施策の方向性※

#### 【戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現】

- ●太陽光発電設備等の導入及び利用の標準化 東京都環境基本条例による制度の見直しを含め、太陽光発電設備の新規設置と利用の標準化を強力 かつ迅速に推進
- ●家庭における再工ネの導入及び利用の拡大 新築・既存住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置を強力に推進
- ※「東京都環境基本計画」の資料を一部抜粋

#### 東京の特性を踏まえた「マンション防災」の展開※

- ●町会・自治会支援を通じたコミュニティ活動の促進 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化 等
- 災害時でも生活継続しやすいマンションの普及 「東京とどまるマンション」の P R、登録マンション組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 等
- ●助け合いの精神の醸成 各種セミナーの充実(管理組合向け、個人向け)等
- ※「東京都地域防災計画(震災編)」の資料を一部抜粋

### (1)制度の見直しの基本方針

#### マンション管理条例に基づき管理状況届出制度を開始(令和2年4月~)

#### 【届出制度の運用状況】

●対象マンション(昭和58年以前に建築)の9割超の10,440棟から届出あり(令和5年3月末現在) このうち約17%で計画的な修繕が行われていないなど、管理不全の兆候あり

#### 【社会経済状況の変化】

- ●築40年以上の高経年マンションは今後急増し、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行
- ●工事費は近年、上昇傾向にあり、修繕積立金の不足等により適切な修繕がなされない懸念
- ●令和5年8月、国は、今後のマンション政策の方向性をとりまとめ、施策の具体化に向けた検討を開始
- ●首都直下地震等の発生の切迫性を背景に、マンション防災の重要性の高まり 「ゼロエミッション東京」の実現に向け、既存マンションでも環境性能の向上が必要

### 「令和5年度マンションの適正管理促進に関する検討会」を開催(令和5年10月~)

管理不全の予防や適正管理の在り方について、様々な視点から検討を実施

管理状況をより的確に把握することができるよう、以下の基本方針に沿って制度を見直す。

基本方針

届出対象

高経年化を踏まえて対象を見直し

修繕工事に係る事項

計画的な修繕の在り方を踏まえて届出事項を拡充

その他の事項(防災・再エネ)

今後の効果的な施策の展開にいかせるよう、届出事項を見直し

### (2) 届出対象(築年数)について

### 現行制度

届出を求めるマンション(要届出マンション)は、区分所有法上、管理組合に関する明確な規定のない昭和58年以前に建築されたマンション



#### 今後の方向性

●要届出マンションは、築40年以上 の高経年マンション(昭和59年以降 に建築され、築40年を経過したもの を順次対象としていく)

#### 見直しの理由

- ➤ 築40年以上の高経年マンションでは、区分所有者の高齢化に伴う管理組合の役員の担い手不足、雨漏りや漏水等の建物や設備の老朽化など、ソフト・ハードの両面で管理不全の懸念が高まる傾向がある。
- ➤昭和59年以降に建築されたマンションも令和6年以降、築40年以上となり、高経年マンションは 毎年増加していくが、現行制度では届出対象となっておらず、管理状況を把握することができない。
- ➤管理不全を予防するには、**管理状況届出制度を活用して、早期かつ的確に高経年マンションの管理 状況を把握することが重要**であるため、築40年以上の高経年マンションに届出対象を拡大する。

### (3)修繕工事に係る事項について

#### 現行制度

- ●任意事項として「長期修繕計画」の有無、 最新作成年月日、計画期間を届出
- ●必須事項として「修繕積立金」の有無、 専有面積1㎡当たりの月額を届出
- ●任意事項として「滞納対応に関するルール」の有無を届出



#### 今後の方向性

- ■「長期修繕計画」は任意事項から必須事項に位置付け
- 「修繕積立金」は額の根拠(長期修繕計画に基づくか否か)、額を見直した時期及び積立方式(均等、段階増額及びその他)の届出を追加
- ●「滞納対応に関するルール」に管理費・ 修繕積立金の収納率の届出を追加

#### 見直しの理由

- ▶修繕工事を適時適切に実施するには、適切な長期修繕計画に基づく積立金の額の設定と着実な積立てが重要である。
- ➤長期修繕計画の作成や修繕積立金の設定に当たっては、近年の修繕工事費の上昇傾向など、社会環境 の変化も踏まえ、計画内容や積立額を適時適切に見直す必要もある。
- ▶より的確に状況を把握できるよう、長期修繕計画の作成を必須事項に位置付けるとともに、修繕積立金が長期修繕計画に基づいて算定されているか届出を求める。
- ▶国の「長期修繕計画作成ガイドライン」では、修繕積立金の額の設定をチェックする方法として、 長期修繕計画に基づいて算定されているか、均等積立方式となっているかの2点が掲げられている ことから、積立方式についても届出を求める。
- ▶適切な管理には、管理費や修繕積立金が重要であることから「滞納対応に関するルール」の有無に加え、ルールに基づいて実際に収納されているか把握するため、収納率も併せて届出を求める。

### (4) その他の任意事項について

事項	現行制度	今後の方向性
「耐震化の状況」	<ul> <li>昭和56年5月31日以前に建築確認を 受けたマンションの場合は「耐震診 断」の実施の有無、実施済の場合は 耐震性の有無、「耐震改修」の実施 の有無(実施済、未実施)を届出</li> </ul>	●「耐震改修」について、「実施済」の ほか、 <b>実施中</b> の選択肢を追加すると ともに、「未実施」の場合は <b>建替え決</b> <b>議等の有無</b> の届出を追加
「防災への取組」	<ul><li>■「避難行動要支援者名簿」の有無を 届出</li></ul>	<ul><li>避難行動要支援者だけでなく、それ以外の支援を要する者も含む名簿の有無について届出</li><li>居住者名簿の有無の届出を追加</li></ul>
「バリアフリー化・環境への取組又は実施」	<ul><li>■太陽光発電設備の設置の有無の届出 は求めていない</li></ul>	<ul><li>▲陽光発電設備の設置の有無について 届出を追加</li></ul>
「地域コミュニティの 形成等の取組」	● 「地域コミュニティの形成等の取組」の有無を届出	●町会・自治会との関わり(マンション内の自治会の有無、地域の町会・ 自治会への参加状況)について届出を追加